

## 9 特別障害給付金制度の周知について

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が平成17年4月に創設されたことから、制度の一層の周知徹底を図るため、各都道府県及び市区町村を通じ引き続き制度の周知・広報をお願いしたい。

本制度では、経過的福祉手当の受給者が特別障害給付金の支給を受けた場合、経過的福祉手当の受給資格が喪失し、再び受けることはできなくなるのでご留意願いたい。

また、特別障害給付金制度の更なる周知を図るために、福祉関係施設や事業者、医療関係者、民生委員、障害者団体等、日頃障害者と接する機会の多い方々を通じた周知についても御協力方をお願いしたい。（制度の概要については、日本年金機構のホームページを参照されたい。）

なお、平成23年度の額は、平成22年の全国消費者物価指数が前年度と比較してマイナス0.7%となったことから引き下げとなるので、管内市区町村及び関係機関への周知徹底をお願いしたい。

|                  | (平成22年度) |   | (平成23年度)              |
|------------------|----------|---|-----------------------|
| 障害基礎年金1級相当に該当する方 | 50,000円  | → | 49,650円<br>(2級の1.25倍) |
| 障害基礎年金2級相当に該当する方 | 40,000円  | → | 39,720円               |